資料２

第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の見直しの方向性

令和８年11月10日
こども家庭部こども施策企画課

1　計画見直しの方向性

見直しの主なポイント

1 保育の需給計画を見直し、東京都第一子保育料無償化等の影響を反映

➤ 待機児童が生じた地域に私立認可保育所を誘致

2 子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針で定められた事項への対応

➤ こども誰でも通園事業、満三歳以上限定小規模保育事業に係る必須記載事項を追記

3 子ども・子育て支援施策の今後の展開は、次期計画の策定に合わせて検討

➤ ９年度に策定する新たな練馬区基本構想を踏まえ、第４期子ども・子育て支援事業計画で整理

2　計画素案の構成

第３期練馬区子ども・子育て支援事業計画の見直し

第１章　計画の見直しの基本的な考え方
- 1　計画見直しの背景
- 2　計画見直しの方向性
- 3　計画の策定方法

計画の見直しに至った背景、見直しの基本的な考え方、計画策定経過等

第２章　区を取り巻く現状
- 1　子育て世帯の就労等の状況
- 2　教育・保育サービスの利用状況
- 3　保育所等の待機児童数
- 4　教育・保育等の利用意向
- 5　こども誰でも通園事業の利用意向
- 6　学童クラブの待機児童数
- 7　放課後の過ごし方

計画の見直しに係るニーズ調査結果や最新の統計データ等

第３章　法定事業の年度別需給計画
- 1　子ども・子育て支援法の法定事業
- 2　教育・保育の年度別需給計画
- 3　乳児等のための支援給付の年度別需給計画
- 4　地域子ども・子育て支援事業の年度別需給計画

４ページ以降に見直し後の主な年度別需給計画と法改正対応の考え方を記載

3　法定事業の需給計画

法定事業である教育・保育、乳児等のための支援給付、地域子ども・子育て支援事業について、９年度～11年度までの年度別需給計画を見直す

教育・保育	
①幼稚園	**③認可保育所**
②認定こども園	**④地域型保育事業※1**

※１：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の４種類

乳児等のための支援給付※2
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

※２：８年度から新たな給付制度として全国自治体で実施（詳細は８ページに記載）

地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	⑩養育支援訪問事業※3、 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業※3
②病児・病後児保育事業	⑪子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（巡回支援）	**⑫放課後児童健全育成事業（学童クラブ）**
④利用者支援事業（妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー、地域子育て相談機関）	⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業※3
⑤地域子育て支援拠点事業（子育てのひろば）	⑭産後ケア事業
⑥一時預かり事業	⑮妊婦等包括相談支援事業
⑦ファミリーサポートセンター事業	⑯子育て世帯訪問支援事業※3
⑧妊婦健康診査	⑰親子関係形成支援事業※3
⑨乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	

※３：単独の年度別計画は設定していない

本資料で見直し後の年度別需給計画を示す法定事業

4　年度別需給計画の見直しの考え方

1　教育（1号認定）

※主に幼稚園での教育（3～5歳）に関する事業

保育需要の増加に伴い幼稚園の在園児数は減少傾向が続いているが、ニーズ調査の結果では幼稚園の利用意向も増加傾向にある
利用実績等から需要量は引き続き減少を見込むものの、ニーズ調査における利用意向を踏まえ、推計値を再算定する

区全域		単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量見込み	(上段) 当初計画値 (下段) **実績**／**推計**	人	6,100 **6,035**	5,718 **5,694**	5,421 **5,311**	5,081 **5,020**	4,865 **4,850**
供給量(定員数)			10,152 **9,641**	10,042 **9,557**	9,932 **9,456**	9,822 **9,358**	9,722 **8,983**
過不足 (供給量－需要量)			4,052 **3,606**	4,324 **3,863**	4,511 **4,145**	4,741 **4,338**	4,857 **4,133**

2　教育（幼稚園預かり保育）

※在園児（3～5歳）を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園で保育する事業

区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の拡大に伴い、7年度の利用実績は当初計画を大きく上回った
ニーズ調査の結果においても、預かり保育のある幼稚園の利用意向が増加していることを踏まえ、推計値を再算定する

区全域		単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量見込み	(上段) 当初計画値 (下段) **実績**／**推計**	人日	335,500 **384,719**	331,644 —	330,681 **392,771**	325,184 **396,351**	316,225 **397,478**
供給量(定員数)			694,242 **704,565**	701,182 —	708,195 **712,880**	715,275 **716,361**	722,428 **716,724**
過不足 (供給量－需要量)			358,742 **319,846**	369,538 —	377,514 **320,109**	390,091 **320,010**	406,203 **319,246**

※人日：年間延べ利用者数

4　年度別需給計画の見直しの考え方

3　保育（3号認定〔0歳〕）

※保育を必要とする子ども（0歳）に関する事業

当初計画では0歳の需要を減少傾向で見込んでいたが、第一子保育料無償化等の影響により8年度は実績値が大きく増加した
利用実績やニーズ調査の結果から、需要量の推計値を見直し、11年度までは増加を見込む

区全域		単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量見込み	(上段) 当初計画値 (下段) **実績**／**推計**	人	1,249 **1,233**	1,239 **1,457**	1,227 **1,489**	1,216 **1,496**	1,207 **1,507**
供給量(定員数)			1,637 **1,646**	1,628 **1,628**	1,629 **1,631**	1,629 **1,661**	1,637 **1,666**
過不足 (供給量－需要量)			388 **413**	389 **171**	402 **142**	413 **165**	430 **159**

4　保育（3号認定〔1、2歳〕）

※保育を必要とする子ども（1、2歳）に関する事業

第一子保育料無償化等の影響により保育需要が急増し、特に1、2歳児の需給は逼迫した状況にある
認可保育所の誘致・施設整備、一年保育事業の実施、練馬こども園低年齢型の拡大等により、保育定員の拡大を図り、待機児童の解消に取り組む

区全域		単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量見込み	(上段) 当初計画値 (下段) **実績**／**推計**	人	7,057 **7,181**	7,039 **7,359**	7,077 **7,490**	7,145 **7,533**	7,206 **7,557**
供給量(定員数)			7,458 **7,480**	7,458 **7,613**	7,455 **7,650**	7,451 **7,786**	7,488 **7,791**
過不足 (供給量－需要量)			401 **299**	419 **254**	378 **160**	306 **253**	282 **234**

認可保育所の誘致・施設整備

- 待機児童が生じた地区（大泉、光が丘、石神井）に4園の私立認可保育所を誘致（10年4月開設）
- 6年度に取得した立野町区有地に私立認可保育所を整備（10年4月開設）
- 北町の自衛隊官舎内に事業所内保育所を設置（9年4月開設）

4　年度別需給計画の見直しの考え方

5　保育（２号認定〔３～５歳〕）

※保育を必要とする子ども（３～５歳）に関する事業

８年度に増加した０～２歳児の在園児が９年度以降に進級することを踏まえ、11年度までの需要量は増加を見込む
今後の需要増に対応するため、０～５歳に対応した保育所整備を進める

区全域		単位	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度
需要量見込み	（上段）当初計画値（下段）**実績**／**推計**	人	11,299 **11,397**	11,280 **11,614**	11,361 **11,736**	11,270 **11,905**	11,336 **12,108**
供給量(定員数)			12,595 **12,767**	12,586 **12,948**	12,633 **12,917**	12,680 **13,132**	12,730 **13,129**
過不足 (供給量－需要量)			1,296 **1,370**	1,306 **1,334**	1,272 **1,181**	1,410 **1,227**	1,394 **1,021**

6　こども誰でも通園事業

※保護者の就労要件を問わず０歳６か月～２歳児の乳幼児を保育所などで定期的に預かる事業

保育需要の増加に伴い、対象となる未就園児は減少傾向にある
利用実績やニーズ調査の結果から、需要量の推計値を見直し、11年度までは概ね横ばいで推移すると見込む

区全域		単位	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度
需要量見込み	（上段）当初計画値（下段）**実績**／**推計**	人日	60 ―	99 ―	107 **69**	118 **70**	127 **70**
供給量(定員数)			60 **76**	150 **92**	202 **118**	202 **126**	202 **129**
過不足 (供給量－需要量)			0 ―	51 ―	95 **49**	84 **56**	75 **59**

※人日：１日あたりの利用者数

4　年度別需給計画の見直しの考え方

7　学童クラブ

※保護者の就労等により、放課後等に保育を必要とする児童を預かる事業

学童クラブの在籍児童数は増加傾向にあり、地域によって待機児童が生じている

必要な定員を確保するため、学校改築や長寿命化改修等に合わせた学童クラブの校舎内整備、ねりっこプラスの実施、ランドセル来館事業など、多面的な対策を講じていく

区全域		単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量見込み	(上段) 当初計画値 (下段) **実績**／**推計**	人	7,474 **7,451**	7,585 **7,701**	7,648 **7,950**	7,779 **8,119**	7,812 **8,187**
供給量(定員数)			9,220 **9,227**	9,489 **9,616**	9,589 **10,498**	9,651 **10,543**	9,643 **10,633**
過不足 (供給量－需要量)			1,746 **1,776**	1,904 **1,915**	1,941 **2,548**	1,872 **2,424**	1,831 **2,446**

8　産後ケア事業

※助産師のいる施設で母子ショートステイ（宿泊）や母子デイケア（日帰り）、産後ケア訪問（助産師による家庭訪問）により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業

利用対象者の拡大に伴い、7年度の利用実績は当初計画を大きく上回った

利用実績を踏まえ、需要量の推計値を見直すとともに、引き続き、事業者の受入れ体制を確保していく

区全域		単位	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量見込み	(上段) 当初計画値 (下段) **実績**／**推計**	人日	6,977 **12,593**	7,005 —	7,021 **16,859**	7,042 **16,916**	7,091 **17,023**
供給量(定員数)			7,600 **16,600**	7,600 —	7,600 **17,100**	7,600 **17,100**	7,600 **17,100**
過不足 (供給量－需要量)			623 **4,007**	595 —	579 **241**	558 **184**	509 **77**

※人日：年間延べ利用者数

5　法改正等への対応

1　こども誰でも通園事業

※1 子ども・子育て支援法に基づき、区市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援事業の総称

概　要

①こども誰でも通園事業は、７年度に法律上制度化され、**８年度からは法律に基づく新たな給付制度として全国自治体で実施**されている

➤当初計画では、地域子ども・子育て支援事業※1の一事業に位置付けられていたが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、**「乳児等のための支援給付」として別に規定する必要**がある

②国の基本指針改正により、需給計画に加え、**「教育・保育・こども誰でも通園事業を一体的に提供する体制に関する事項」を計画に定めることが必須事項**とされている

➤区では８年３月に代替措置として「代用計画」を策定し、当該事項に関する内容を定めているが、**見直しにあわせて代用計画で示した内容を第３期計画に盛り込む必要**がある

こども誰でも通園事業の需給計画上の位置付けを変更

【７年度】

教育・保育

幼稚園、認可保育所、
認定こども園、地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、病児・病後児保育事業、
一時預かり事業、**こども誰でも通園事業**など

新たな給付制度に位置付け

【８年度以降】

教育・保育

幼稚園、認可保育所、
認定こども園、地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、病児・病後児保育事業、
一時預かり事業など

乳児等のための支援給付

こども誰でも通園事業

代用計画で示した内容の反映

区における「教育・保育・こども誰でも通園事業を
一体的に提供する体制に関する事項」

●乳児等通園支援事業※2は、乳幼児期の発達を切れ目なく支援するため、３歳になる年度末まで利用できるよう制度を拡充して実施する

●乳児等通園支援事業利用終了後の保護者に対する教育・保育施設への円滑な移行を支援する

※2 乳児等通園支援事業＝こども誰でも通園事業

代用計画の内容を見直し後の計画に盛り込む

2　満三歳以上限定小規模保育事業

概　要

児童福祉法の改正により、令和８年４月１日から**３～５歳の子どものみを対象とする小規模保育事業が創設**された
※小規模保育事業は、０～２歳の子どもを対象に保育を行う事業であるが、地域事情等を勘案して、３～５歳の受け入れも可能とされている

⑴　目的
　保育の選択肢を広げる観点から、集団生活を行うことが困難な場合など、**子どもや家庭の多様なニーズに対応することを目的に創設**

⑵　利用定員
　６～19人の利用定員で、事業所ごとに３～５歳の定員数を設定する

➤制度創設に伴い、子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、**満三歳以上限定小規模保育事業の需給計画を定める必要**がある

制度創設に伴う区の対応

現時点では…

- ●満三歳以上限定小規模保育事業について、事業者からの実施意向や区民ニーズは顕在化していない
- ●３～５歳の受入れ枠には一定の余裕がある

当面、本事業は実施しないこととする

需給計画上の取り扱い

実施せず、必要利用定員総数が零の場合でも需給計画は定める必要がある

国のQ&Aでは…

- ●仮に必要利用定員総数が零である場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画において、当該必要利用定員総数を零と定めていただく必要がある
- ●既に市町村子ども・子育て支援事業計画において定められた地域型保育事業の量の見込みに満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数（零）を含めることができる

満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数を零とし、地域型保育事業の需給計画に含める

6　今後のスケジュール（予定）

８年11月	子ども・子育て会議（11/10）
８年12月	ニーズ調査結果及び計画の見直し（素案）区議会報告 パブリックコメントの実施（12/11～1/15）
９年３月	計画の見直し（案）区議会、子ども・子育て会議報告、策定